

第3次越谷市人権施策推進指針

～互いに認め合い人権を尊重する社会をめざして～

令和3年(2021年)3月

越 谷 市

はじめに

人権は、人間が人間らしく生きていくためにすべての人が生まれながらに持っているもので、私たち一人ひとりの生命と自由・平等を保障し、誰からも侵されることのない大切な権利です。すべての人々の人権が尊重され、平和で豊かな社会の実現は、人類共通の願いです。

本市では、平成10年12月に「越谷市人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、「国連10年越谷市行動計画」を策定いたしました。さらに、この行動計画の終了に伴い、その趣旨を継承し発展させるため、平成17年7月に「越谷市人権施策推進指針」を策定し、平成24年2月に「第2次越谷市人権施策推進指針」として見直しを図り、人権尊重の視点に立った人権教育・啓発の諸施策を総合的かつ効果的に推進し、差別のない明るい地域社会の実現に努めてまいりました。

しかしながら、私たちの身のまわりでは、同和問題（部落差別）をはじめ、女性への暴力、子どもや高齢者への虐待、障がい者への差別などの様々な人権課題が今も存在しています。さらに、インターネット社会の進展や近年多発する災害、新たな感染症の発生・拡大などの社会環境の変化に伴い、新たな人権課題も発生し、多くの痛ましい事件が後を絶ちません。

こうした状況を踏まえ、この度、令和3年度を初年度とする「第3次越谷市人権施策推進指針」を策定いたしました。この指針の「互いに認め合い人権を尊重する社会づくりを進める」という基本理念のもと、だれもが平等で心豊かに安心して生活していくことができるよう、市政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を推進してまいります。

結びに、この指針の策定にあたりまして、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見をいただいた多くの市民・関係団体の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、本市の人権教育・行政の推進に、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3年（2021年）3月

越谷市長

高橋 努

目 次

I 基本的な考え方

1	指針策定の背景	1
2	基本理念	4
3	基本目標	4
4	指針の性格	4
5	目標年次	4

II 人権教育・人権啓発の推進

1	人権教育	5
2	人権啓発	7

III 相談・支援体制の充実

IV 分野別人権課題に対する取組

1	同和問題（部落差別）	10
2	女性の人権	12
3	子どもの人権	14
4	高齢者の人権	16
5	障がい者の人権	18
6	アイヌの人々の人権	19
7	外国人の人権	20
8	感染症患者等の人権	21
9	刑を終えて出所した人の人権	22
10	犯罪被害者やその家族の人権	23
11	インターネットによる人権侵害	24
12	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権	25
13	性的少数者の人権	26
14	さまざまな人権問題	27

V 施策の推進に向けて

1	推進体制	29
2	連携・協力体制	29

〈資料〉

- ・世界人権宣言
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・越谷市人権施策推進会議設置要領

I 基本的な考え方

1 指針策定の背景

(1) 国際社会の動き

人類は、20 世紀に二度にわたる世界大戦を経験し、人権尊重を無視した愚かな行為により多くの尊い人命が失われ、平和がいかに、かけがえのないものであるかを学びました。昭和 23 年(1948 年)、国際連合は、第 3 回国連総会において、人権の確立を通じて平和な世界を築くために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」を採択しました。

この理念の実現に向けて、国際連合では「人種差別撤廃条約」「国際人権規約」「女子差別撤廃条約」「児童の権利条約」などを採択しつつ、「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」「国際高齢者年」などの国際年を設定し、各国に人権確立への取組を呼びかけてきました。

しかしながら、摩擦や紛争は、人種や民族、宗教の違いなどによる対立から後を絶たず、平成 5 年(1993 年)、ウィーンで開催された「世界人権会議」において、世界のあらゆる人権侵害に対処するための国際人権法、国際人道法に関する原則や国際連合の役割、全ての国々に対する要求を総括した宣言及び行動計画として、「ウィーン宣言及び行動計画」が採択されました。以後、国連としての人権に対する取組も強化され、第 49 回国連総会において、平成 7 年(1995 年)から平成 16 年(2004 年)までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」(以下「国連 10 年」という。)とする決議が採択され、人権教育を積極的に推進するよう「国連 10 年行動計画」が示されたことにより、世界各国において、人権に関する様々な取組が実施されてきました。

2015 年(平成 27 年) 9 月の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」として「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択されました。これは、「2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標」のことで、17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない社会の実現を目指しています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むべき目標として、日本も積極的に取り組んでいます。

「平和のないところに人権は存在し得ない」「人権のないところに平和は存在し得ない」という教訓をもとに、“人権”を国際社会の共通課題として、「人類の共生」「人間の発展と安全」に取り組むことが大切です。

(2) 国の動き

我が国では、昭和 22 年(1947 年)に制定された日本国憲法において、基本的人権の尊重を三大原則の一つとして掲げ、様々な人権に関する取組が行われてきました。

「国連 10 年」に関する取組では、平成 7 年(1995 年)、人権問題に関する施策の総合的、効果的推進を図ることを目的に、「国連 10 年推進本部」が設置され、平成 9 年(1997 年)には、「国連 10 年に関する国内行動計画」(以下、「国内行動計画」という。)が発表されました。

そして、平成 12 年(2000 年)、人権教育・啓発に関する施策のより一層の推進を図るために、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 147 号、以下「人権教育・啓発推進法」という。)が施行されました。この法律に基づき、平成 14 年(2002 年)、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、この計画に基づいた人権教育・啓発に関する施策が推進されています。

また、近年では、「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成 28 年法律第 109 号、以下「部落差別解消推進法」という。)や本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成 28 年法律第 68 号、以下「ヘイトスピーチ解消法」という。),「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 65 号、以下「障害者差別解消法」という。)など、個別の人権課題ごとの法整備が進められています。

(3) 埼玉県の動き

埼玉県では、埼玉県長期ビジョンや埼玉県新 5 か年計画において、「人権尊重の社会づくり」をめざして、同和問題の解決をはじめ、差別のない明るい社会を実現するための「差別を許さない県民運動」の推進、社会全体で子育てを支援する環境づくりを図るための「子どもの人権を尊重する社会づくり」の推進など、様々な施策が推進されました。

さらに、平成 14 年(2002 年)、「彩の国 5 か年計画 21」を新たに策定し、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら生きる社会」の実現をめざして、「人権が尊重される環境づくり」「差別を許さない県民運動の推進」「女性に対する暴力の根絶と安全の確保」「児童虐待の防止」「子どもの権利を大切に作る社会づくり」への取組が行われました。

また、平成 13 年(2001 年)、庁内に「埼玉県人権政策推進会議」が設置され、全庁をあげて「人権尊重」の視点を基本においた行政運営が行われるとともに、平成 14 年(2002 年)、埼玉県が取り組む人権課題や施策展開の方向性などを明らかにした「埼玉県人権施策推進指針」が策定されました。平成 18 年(2006 年)、「差別を許さない県民運動」を継承・発展させ、「人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会」が設置されました。その後、平成 24 年(2012 年)に、社会情勢の変化を踏まえ、新たな人権課題へ対応するため、「(改定)埼玉県人権施策推進指針」が策定されました。

(4) 本市の動き

本市では、「差別のない明るいまちづくり」の実現をめざして、「国内行動計画」の推進の具体化に向け、平成 10 年(1998 年)に「国連 10 年越谷市推進本部」を設置しました。この中で、本市の人権教育・啓発の総合的かつ計画的推進と 21 世紀を見据えた行動計画の策定に取り組み、平成 12 年(2000 年)、「国連 10 年越谷市行動計画」(以下、「越谷市行動計画」という。)を策定しました。本市は、この計画のもと、自らの人権について学び、自らの権利を行使することに伴う責任を理解し、他の人々とともに問題の解決に取り組み、そのことを通じて人権が尊重されるまちづくりにつなげていくことを基本的な考え方として、「差別のない明るいまちづくり」の実現に向け、人権教育・啓発を推進してきました。

平成 16 年(2004 年)、国内行動計画の終了に伴い、越谷市行動計画は終了しましたが、本市においては、越谷市行動計画の趣旨を継承し、人権教育・啓発推進法の理念に則り、人権という普遍的文化を確立することを目的に、平成 17 年(2005 年)に、「越谷市人権施策推進指針」を策定しました。

さらに、平成 19 年(2007 年)、越谷市人権施策推進指針に位置づけられた施策を効果的に実施するため、「越谷市人権施策推進実施計画」を策定しました。

そして、平成 24 年(2012 年)には、「第 2 次越谷市人権施策推進指針」、「第 2 次越谷市人権施策推進指針実施計画」を策定し、人権教育・啓発を推進してきました。

「第 2 次越谷市人権施策推進指針」の策定から 10 年目を迎え、社会情勢の変化に伴う、新たな人権課題に対応するため、「第 3 次越谷市人権施策推進指針」(以下、「本指針」という。)を策定し、「互いに認め合い人権を尊重する社会」を実現し、だれもが平等で心豊かに生活していくことができるよう、人権尊重の視点に立った施策を推進していきます。

2 基本理念

人権とは、すべての人間が生まれながらにして持っている権利で、人間が人間らしく生きていくための、だれからも侵されることのない基本的な権利です。

本指針では、「互いに認め合い人権を尊重する社会づくりを進める」を基本理念とし、市民一人ひとりが互いに人権を尊重しあい、地域に愛着を持って、ともに暮らし、ともに支えあうコミュニティの形成をめざします。

互いに認め合い人権を尊重する社会づくりを進める

3 基本目標

本指針では、基本理念を踏まえ、次の視点を目標として施策を推進します。

(1) 相手を思いやる人権意識を高める

すべての市民がかけがえのない一人の人間として尊重され、国籍や文化の違いを超えていきいきと安心して暮らせるよう、市民の人権意識の高揚を図ります。

(2) 正しい人権感覚を身につける人権教育を進める

人権に関する知識の習得にとどまらず、市民が自らの意思で決定し、正しく行動できるよう、人権教育を推進します。

4 指針の性格

本指針は、本市の最上位計画である「第5次越谷市総合振興計画」や関連する諸計画との整合性を図るとともに、人権教育・啓発推進法や「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念に則り、策定したものです。そして、越谷市行動計画や第2次越谷市人権施策推進指針の趣旨を継承し、「互いに認め合い人権を尊重する社会」をめざし、あらゆる施策を人権尊重の視点に立ち、総合的かつ効果的に推進していくための基本的な方向性を示すものです。

5 目標年次

本指針の推進にあたっては、第5次越谷市総合振興計画の最終年度である令和12年(2030年)までを見通したものとします。

なお、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを図ります。

Ⅱ 人権教育・人権啓発の推進

1 人権教育

人権教育とは、人権教育・啓発推進法第2条により、「人権尊重の精神のかん養を目的とする教育活動」と定義され、日本国憲法、教育基本法、国際人権規約及び児童の権利条約などの精神に則り、基本的人権の精神が正しく身につくよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育や社会教育を通じて推進されるものです。

今日、私たちの社会では人権問題がますます複雑化、多様化する傾向にあります。そこで、人権教育は、市民が自らの意思で決定し、正しく行動できるようにすることをめざして、多様な学習機会を提供し、あらゆる場と機会を通じて実施していくことが必要になります。特に、人権の意義や重要性が知識として身につくだけでなく、人権問題を直感的にとらえる感性や人権への配慮が日常生活における態度や行動に表れるような人権感覚を育んでいくことが極めて重要です。

本市では、教育基本法の改正に伴い、国や埼玉県において「教育振興計画」が策定されたことを踏まえ、教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、平成23年(2011年)に「第1期越谷市教育振興基本計画」を策定しました。その後、平成28年(2016年)には「第2期越谷市教育振興基本計画」を策定し、人権教育の推進を図るため、学校教育や社会教育における様々な施策を展開しています。

市民一人ひとりが様々な人権問題を正しく理解し、すべての人の人権が尊重され、差別や偏見のない「互いに認め合い人権を尊重する社会」をめざし、学校教育と社会教育が相互に連携を図りながら、人権教育を積極的に推進します。

(1) 学校教育における人権教育

児童生徒の発達段階に応じて、人権に関する正しい知識や人権への配慮がその態度や行動に自然に表れるような人権感覚を身につけることができるよう、人権教育を推進します。

また、パソコンやスマートフォン等の情報通信機器及びソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)をはじめとするインターネットの普及に伴う人権侵害という新たな課題への対応として、情報モラル教育の推進を図ります。

①教職員研修の充実

同和問題(部落差別)をはじめとする様々な人権問題を解決するためには、教職員自らが人権に対する正しい知識・認識と豊かな人権感覚を

高めることが必要であることから、各種研修会を実施し教職員の資質向上を図ります。

②人権教育啓発活動の充実

年2回、本市教育委員会が発行する啓発資料の活用、人権啓発映像の紹介、研修会・授業実践の記録、児童生徒の人権標語の掲載などを通して、広く人権教育及び啓発に努めます。

また、人権学習資料を作成し、児童生徒の発達段階に応じて、人権への配慮がその態度や行動に自然と表れるような人権感覚の育成を図ります。

③情報モラル教育の推進

急激に発達する情報化社会において、児童生徒が自他の権利を尊重しパソコンやスマートフォン等の情報通信機器を利用した、いじめや犯罪の被害者・加害者になることを防ぐため、正しい使用方法や判断を自ら考え、行動できるような情報モラル教育の推進を図ります。

(2) 社会教育における人権教育

同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を図る必要があることから、すべての人が生まれながらに持っている基本的人権が尊重されるよう、関係団体と連携し、人権教育・啓発を推進します。

①人権教育推進事業の充実

地区センター・公民館を中心として、人権に関する講演会や人権教育講座を開催し、社会教育における人権教育を推進します。

また、越谷市人権教育推進協議会を中心として、同和教育をはじめとする様々な人権教育及び啓発活動を推進します。

②啓発活動の推進

人権意識の高揚を図るため、児童生徒が作成した人権標語を活用した啓発物品を作成し、配布します。

また、人権啓発文の広報誌への掲載、人権教育パンフレットの配布など、あらゆる機会を通して人権に関する情報の提供・周知を図り、啓発活動を推進します。

③人材の育成と活用

人権教育の推進のため、人権教育に関する人材育成が求められています。本市をはじめ、国や県などが主催する人権啓発指導者養成講座に、人権教育の実践を担う人々が積極的に参加し、人権教育のリーダーとして活躍してもらえるよう、人材の育成と活用を図ります。

2 人権啓発

人権啓発とは、人権教育・啓発推進法第2条により、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と定義され、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等とされています。

人権啓発活動を通じて、人権尊重思想の普及高揚を図り、人権尊重の輪を社会全般に広げていかなければなりません。

本市では、人権教育・啓発推進法や第2次越谷市人権施策推進指針、第2次越谷市人権施策推進指針実施計画などに基づき、同和問題（部落差別）をはじめとする女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人など、それぞれの分野で啓発活動を展開してきました。さらに総合的に啓発活動を推進するためには、人権という視点から各種の重要課題に取り組み、人権意識を育むための総合的な体制を構築することが必要です。

市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解し、「互いに認め合い人権を尊重する社会」を築くため、人権啓発活動を積極的に推進し、人権意識の普及高揚を図ります。

（1）市民に対する人権啓発

あらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を図るため、講演会や研修会、交流事業の実施や支援を行うとともに、啓発物品の作成や配布、人権に関する情報の提供を行い、市民に対する人権啓発を推進します。

（2）企業等に対する人権啓発

近年、CSR（企業の社会的責任）が世界的に当然視されており、平成22年（2010年）には、あらゆる組織の社会的責任（SR）に関する国際規格ISO26000が発行され、この中で組織の社会的責任の中核主題の一つとして、「人権の尊重」が明記されました。企業活動においても人権に配慮した取組が求められています。

①人権意識の高揚に向けた支援

企業等において、人権意識の高い職場づくりや人権を大切にする会社づくりが進むよう、関係機関等と連携を図り、研修会の開催や各種教材、資料の提供などの支援を行います。

②公正採用選考に関する啓発の推進

日本国憲法に明記されている「職業選択の自由」を保障するためには、企業等において、人権問題を正しく理解し、応募者本人の適性と能力に

基づく公正な採用選考が行われる必要があります。

そのため、公共職業安定所等と連携し、公正な採用選考が行われるよう、啓発を推進します。

（３）医療・福祉関係者等に対する人権啓発

医療・福祉関係者等は、社会的に支援を必要とする人と接することが多くあります。そのような場面では、人間の尊厳、個人のプライバシーなど、一人ひとりの人権に配慮した対応が一層求められます。医療・福祉関係者等の人権意識の高揚を図るため、関係機関との連携を十分に図りながら、研修会の開催や各種教材、資料の提供などの支援を行います。

（４）職員研修の充実

すべての職員が人権尊重の視点から業務を遂行できるよう、研修会などを通じて、職員の資質向上を図ります。さらには、職員相互が啓発し合い、それぞれの職務において人権を尊重し、適切な対応ができるよう、今後も、新採用職員から管理職員まで、幅広い研修を一層充実します。

（５）個人情報の保護

個人の人権が尊重されるうえで、個人情報保護制度の適正な管理運用は、必要不可欠です。そこで、「越谷市個人情報保護条例」や「越谷市情報セキュリティポリシー」等に基づき、市が保有する個人情報を適切に管理します。

また、個人番号を含む特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じます。

さらに、職員研修を充実させ、その重要性や適切な取扱いなどの周知徹底を図るとともに、市民に対し、個人情報保護制度等に関する理解を深めるための周知・啓発を行います。

（６）調査・研究の実施

庁内各課と連携し、人権教育・啓発に関する効果的な手法についての調査・研究などを行います。

Ⅲ 相談・支援体制の充実

私たちの生活は、日本国憲法において基本的人権が保障されているものの、国（法務省人権擁護局）が受理した人権侵犯事件数は、ここ数年、年間 19,000 件を超える高い水準で推移しています。このうち、騒音などの相隣関係から生じる住居・生活の安全関係事案、学校におけるいじめ事案、社会的に弱い立場にあるとされる女性、子ども、高齢者、障がい者が被害者となる暴行・虐待事案、セクシュアルハラスメントなどの強制・強要事案などが非常に高い割合を占めています。

こうした状況に対し、国においては、全国の法務局・地方法務局に常設の人権相談所を設置するほか、専用電話相談やインターネットによる人権相談受付窓口を開設し、相談体制の一層の強化を図っています。

本市においては、市民に身近な立場として、相談しやすく、かつ一人ひとりが抱える悩みや問題について、適切・迅速な対応ができる体制の充実がより一層求められます。

（１）相談窓口の充実とその周知

市民が人権に関する悩みや問題について、気軽に相談できるよう、人権擁護委員と連携し、窓口の充実を図るとともに、広報紙やホームページなどを活用し、相談窓口や活動内容の周知を図ります。

（２）複雑化・多様化する人権問題への対応

同和問題（部落差別）をはじめ、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人など各分野での相談体制の充実を図り、各相談窓口が状況に応じた連携を図りながら、複雑化・多様化する人権問題へ適切に対応します。

また、相談・支援に関する制度や各種相談・支援機関に関する情報の提供を積極的に行います。

（３）連携・協力体制の強化

人権が侵害された、また、その恐れがある人に対し、適切な対応を行うため、国や県、関係団体等と密接な連携を図り、協力体制の強化を図ります。特に、国の人権擁護機関は、人権侵犯事件に対する救済措置を講じていることから、密接な連携・協力を図り、被害者の迅速な救済を行います。

（４）相談員・関係職員の資質向上

人権に関する相談に対して、適切な対応ができるよう、各種研修会を実施し、相談員（市内で相談業務に携わる民間の委員等）・関係職員（市の相談業務に従事する職員）の資質向上を図ります。

IV 分野別人権課題に対する取組

1 同和問題（部落差別）

【現状】

我が国固有の人権問題である同和問題（部落差別）については、昭和 40 年（1965 年）の「同和对策審議会答申」（部落差別の解消は、「国民的な課題」であり、「国の責務である」）を踏まえ、昭和 44 年（1969 年）に同和对策事業特別措置法（昭和 44 年法律第 60 号）を制定し、同和問題解決のための施策を開始しました。以来、昭和 57 年（1982 年）から地域改善対策特別措置法（昭和 57 年法律第 16 号）、昭和 62 年（1987 年）から平成 14 年（2002 年）3 月までの地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 62 年法律第 22 号）と 3 つの特別措置法を制定し、差別の解消のための総合的な施策が実施されてきました。

本市では、特別措置法の期限終了後も同和問題（部落差別）の早期解決を図るため、平成 15 年（2003 年）に「越谷市同和行政の基本方針」、平成 16 年（2004 年）に「越谷市同和教育の基本方針」を策定し、平成 25 年（2013 年）には改定を行い、同和問題（部落差別）を行政の極めて重要な課題に位置付け、関係機関等と緊密な連携を図り、諸施策を積極的に推進してきました。

しかし、差別発言、差別待遇等の事案や差別的な文章が送付されたりする事案が依然として存在するほか、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがされるといった事案も発生しています。

このような状況から、平成 28 年（2016 年）に部落差別解消推進法が施行され、平成 30 年（2018 年）には、法律制定の趣旨や社会情勢の変化を踏まえ、「越谷市同和行政の基本方針」「越谷市同和教育の基本方針」の改定を行いました。

今後は、部落差別解消推進法に基づき、部落差別の解消に向けた人権教育・啓発を積極的に推進していく必要があります。

【今後の取組】

部落差別解消推進法の趣旨に基づき、部落差別の解消に向けて相談体制の充実や人権思想の高揚ならびに人権教育の一層の充実を図ることを行政の責務とし、「越谷市同和行政の基本方針」及び「越谷市同和教育の基本方針」を踏まえ、次の視点に立った人権教育・啓発を推進します。

（１）差別の現実から学ぶ人権教育の推進

市民一人ひとりが、同和問題（部落差別）について正しく理解するためには、部落の果たしてきた役割や現実に行っている様々な差別事象を学習する機会を提供することが重要です。人々の意識に潜在する心理的差別

を解消するために、差別を受けている人の痛みを自分の痛みとして捉え、差別や偏見を「しない、させない、許さない、見逃さない」心を育てる人権教育を推進します。

（２）主体的な参加を促す啓発の推進

市民一人ひとりが、同和問題（部落差別）についての正しい理解と認識を深めるためには、同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題に関する啓発事業に対し、市民への強制的な参加を求めるのではなく、市民が主体的に参加することが重要になります。

そのため、市民の知りたいこと、聞きたいことに答えるような創意工夫を凝らした講演会や研修会などを開催し、自らの意思で参加したくなるような、様々な手法による啓発を推進します。

（３）えせ同和行為の排除

えせ同和行為とは、同和問題（部落差別）を口実にして個人や企業、行政機関等に対して行われる機関紙・図書などの物品購入や寄付金・賛助金の強要など、不法・不当な行為や要求を指します。こうした行為は、同和問題（部落差別）に対する誤った認識を植え付け、部落差別の解消の妨げになるものです。

そのため、広報紙やホームページ、パンフレットを活用するなど、えせ同和行為の排除に向けた啓発活動に取り組みます。

（４）人権侵犯事件に関する対応

同和問題（部落差別）を理由とする結婚や就職などにおける差別事案、差別落書き、インターネットを利用した差別情報の掲示などの人権侵犯事件に対しては、国や県、関係機関、関係団体等と連携し、適切・迅速な解決を支援します。

*インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について（依命通知）

法務省は平成 30 年 12 月 27 日付の「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について（依命通知）」により、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報を公にすることは、その行為が不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的に基づくものであるか否かにかかわらず、また、当該地域がかつての同和地区であったか否かにかかわらず、人権擁護上、許容し得ないものであり、「特定の地域が同和地区であった」などと指摘する識別情報の摘示は、原則として削除要請等の措置の対象とすべきである、としている。

2 女性の人権

【現状】

平成 11 年(1999 年)に、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向けた基本理念や、国、地方公共団体及び国民が果たすべき責務等を明らかにした「男女共同参画社会基本法」(平成 11 年法律第 78 号)が施行され、本市においても、法の趣旨に則り、男女共同参画社会の実現をめざして様々な取組を行ってきました。

平成 12 年(2000 年)には、男女共同参画の推進に関する市の基本計画である「第 2 次越谷市男女共同参画計画(こしがや男女共同参画プラン)」を策定し、平成 13 年(2001 年)には、男女共同参画を推進する拠点施設となる「越谷市男女共同参画支援センター(ほっと越谷)」を設置し、学習・相談・交流・情報の 4 つの機能に基づく多様な事業を展開しています。また、平成 17 年(2005 年)には、本市の男女共同参画を推進するための指針となる「越谷市男女共同参画推進条例」を制定し、市民との協働のもと、男女共同参画を推進する施策の充実を図ってきました。

さらに、平成 23 年(2011 年)には、「第 3 次越谷市男女共同参画計画」を策定し、本計画において「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成 13 年法律第 31 号。以下「DV 防止法」という。)に基づく「市町村基本計画」として「越谷市 DV 対策基本計画」を含めて策定し、平成 27 年(2015 年)には、DV 被害者支援の中心的な役割を担う機関となる、DV 防止法に基づく「配偶者暴力相談支援センター」として、「越谷市女性・DV 相談支援センター」を開設しました。

しかしながら、「男は仕事、女は家庭」に代表される性別による固定的性別役割分業意識とそれに基づく慣習が、家庭や地域、職場など様々な分野において、未だに根強く残っており、就労における男女間の格差、子育て期における女性の就労率の低下などの問題をもたらす大きな要因となっています。さらに、夫婦や恋人など親密な間柄で行われる暴力行為(ドメスティック・バイオレンス。「DV」)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、深刻な社会問題となっています。DV のみならず、多様化した暴力の被害者は多くの場合女性であり、DV の防止と被害者の支援及びあらゆる暴力の根絶に向けた対策も必要となっています。

これらを踏まえ、令和 3 年(2021 年)に「第 4 次越谷市男女共同参画計画」を策定しました。今後、この計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を効果的に実施していくことが求められます。

【今後の取組】

（１）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女共同参画社会の実現には、男女が家事や育児などを協力して行い、また、社会がこれを支援していくことが重要になっています。平成 27 年に実施した国勢調査によると、本市における女性の年齢別労働力率は、30 歳代を底とする「M字型就労構造」となっており、依然として結婚、出産、子育て期に離職する女性が多くなっています。しかしながら、近年では、女性の就業率が少しずつ上がりはじめ、共働き等の世帯が増えており、家族が協力して育児や介護を行う必要が高まっていることから、男女が子育てをしながら働き続けられる環境の整備や男性の育児参加の促進、子育て期の女性に対する就労支援を行います。

（２）男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進

男女共同参画社会の実現を妨げる大きな要因となっている「男は仕事、女は家庭」に代表される性別による固定的性別役割分業意識は、人々の中に長い時間をかけて形成されてきました。これに対して、学校や家庭などにおける男女共同参画に関する教育の果たす役割はとりわけ重要です。このため、男女共同参画に関する教職員等への研修や家庭への情報提供を行います。

（３）男女共同参画を阻む暴力の根絶

D Vは、その被害者の多くが女性であり、女性の人権を侵害する深刻な社会問題となっています。また、被害者のみならず、その子どもの面前でのD Vは児童虐待にあたるため、子どもへの影響や被害についても深刻な問題になっています。このため、D Vの防止と根絶に向けた啓発活動や被害者の支援を推進するため、「D V防止法」及び「越谷市D V対策基本計画」に基づき、相談事業や経済的、社会的、精神的な自立に向けた支援事業を、関係機関と連携しながら行います。

また、近年では、女性に対する暴力は多様化しており、交際相手からのD Vや性犯罪等の新たな形の暴力にも適切な対応が求められるため、相談員の資質の向上を図るとともに、被害者の実態に即した相談を行い、関係機関と連携を強化して被害者の支援を行います。

（４）苦情処理委員の設置

男女共同参画推進条例の実効性を高め、男女共同参画社会の実現を効果的に推進するためには、市民や事業者からの男女共同参画に関する苦情を受け、それを処理する仕組みが必要です。そこで、男女共同参画に関する市の施策やその推進を妨げると認められる事案に対する苦情の申し出を、公正、中立な立場で処理する「越谷市男女共同参画苦情処理委員」を平成 17 年(2005 年)に設置し、男女共同参画の適正な推進を図ります。

3 子どもの人権

【現状】

我が国は、児童の権利条約を平成 6 年(1994 年)に批准し、20 年余が経過しました。この間、子どもに対する人権意識の喚起や児童福祉法及び児童虐待防止法の改正、さらには、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されるなど、その成果として法整備等がなされてきました。

本市においては、児童の権利条約に明示されている子どもの意見を表明する権利や表現の自由を踏まえ、平成 10 年(1998 年)に「越谷市子ども憲章」を制定し、子どもに対する人権意識の高揚に努めてきました。また、子ども・子育て支援新制度や次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律等に基づき策定した「子ども・子育て支援事業計画」において、次世代育成対策の総合的な推進を図ってきました。

しかしながら、児童虐待や教育職員による体罰、児童買春、インターネット上における児童ポルノの氾濫など、子どもを取り巻く重大な事件が発生し、深刻な社会問題となっているのが現状です。家庭や地域における支え合いの機能や子どもを介して構築されてきた地域コミュニティは、家族形態の多様化や少子化により、ぜい弱化・希薄化しているといえます。このような社会環境等の変化やゆがみは、大人社会をとおして子どもに大きな影響を与えています。それは、学校生活におけるいじめの問題にも現れています。

本来、どのような時代であろうとも、どのような社会背景であろうとも、子どもは、心身ともに発達過程にあるため、大人は、子どもを守り、子どものために最善をつくさなければなりません。また、保護、指導の対象としてのみとらえるのではなく、権利の主体としても認識する必要があります。

子どもを一人の人間として尊重する意識の喚起を図り、次代を担う子どもたちが、自らの意見を表明できるよう、また、お互いの違いや個性を認め合えるよう、人権に対する意識を早期から根付かせることが必要です。

そのため、越谷市総合振興計画や越谷市教育振興基本計画、第 2 期越谷市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもたちが夢と希望をもって育ち、安心して子育てできるまちづくりを進めていく必要があります。

【今後の取組】

子どもを一人の人間として尊重する意識の喚起を図り、権利の主体としての認識を深め、子どもの人権を尊重する社会づくりを推進します。また、児童虐待やいじめなどを防ぎ、児童買春や児童ポルノ、インターネット利用に伴うトラブルなど、子どもを犯罪等の被害から守るため、子どもの生活の基本となる家庭を社会全体で支援する取組を推進します。

(1) 子どもの人権を尊重する意識づくり

子どもが一人の人間として尊重され、かつ健全に育成されるよう、子どもの人権について十分に認識することが必要です。そのため、子どもの人権は大人の問題であるとの認識のもと、子どもの権利の尊重に向けた取組を推進します。

(2) 児童虐待・いじめ防止対策の推進

児童虐待の未然防止と早期救済を図るため、普及・啓発活動を推進するとともに、児童虐待防止ネットワークの充実を図り、関係機関と連携を強め、支援体制の充実を図ります。

また、いじめは、子どもの人権にかかる重大な問題である、との認識に立ち、その防止や解決に向けての取組を推進します。

さらに、子どもが家庭や学校において安心して生活が送れるよう、子どもや保護者などからの相談体制を充実させ、それらの防止や解決に向けた取組を推進します。

(3) 子育て支援策の充実

子育てに関する保護者の不安や負担感を軽減するための支援を充実し、安心して子育てできる環境づくりに努めるとともに、市民や地域などとの協働による支援を推進します。

*しつけと体罰の関係って？

しつけとは、子どもの人格や才能を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です。子どもと向き合い、社会生活をしていく上で必要なことを、しっかり教え伝えていくことも必要です。

ただし、たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されます。

子どもにしつけをするときには、子どもの発達しつつある能力に合う方法で行う必要があります。体罰で押さえつけるしつけは、この目的に合うものではなく、許されません。どうすればよいのかを言葉や見本を示す等の本人が理解できる方法で伝える必要があります。

（出典 厚生労働省「体罰等によらない子育てを広げよう!」）

4 高齢者の人権

【現状】

日本の総人口は、少子高齢化を背景に平成20年(2008年)をピークに減少に転じ、人口減少社会に突入しています。また、核家族化や未婚化、平均寿命の延伸等を背景として世界でも類を見ない速さで高齢化が進行しています。

いわゆる団塊の世代はすでに65歳以上の高齢者となり、令和2年(2020年)4月1日現在、本市の高齢者人口は、86,521人と全人口の25.1%となっており、令和7年(2025年)には団塊の世代が75歳以上となります。さらにその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年(2040年)は、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上の人口が急速に増加するものと見込まれます。

本市では、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生きがいをもって暮らすことができるよう、「越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、持続可能な制度の運営と地域共生社会の実現に向けて、各種事業を展開してまいります。

本市がめざす長寿福祉社会像である「高齢者が健康でみんなと共生して住み続けられる社会」を構築するため、今後も高齢者に対する人権意識の高揚を図る啓発を推進する必要があります。

【今後の取組】

越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を踏まえ、次の視点に立った取組を推進します。

(1) 高齢者の社会参加促進

高齢化が進行する中、高齢者が自らの知識や経験を活かし、様々な形で地域社会に参加し、地域の経済活動やその他の活動を支える側に立った、より積極的な社会参加ができる環境を整備します。

(2) 高齢者にやさしいまちづくり

高齢者の方のみならず、すべての市民が安心して外出し、地域参加ができるよう、バリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの視点をまちづくりに取り入れます。

(3) 地域福祉活動の推進

高齢者自身が地域福祉活動に参加し、生きがいや役割をもって活躍できる環境を整備するため、生涯学習や地域活動について、関係機関・団体と連携し、かつ高齢者自身の積極的な活動参加のもとで施策を進めます。

（４）相談体制の充実と高齢者の権利擁護の推進

高齢者の相談体制を充実し、サービスの質的向上を図るとともに、高齢者の権利を擁護し、自立した生活を送るための支援を推進します。

*エイジズム、バリアフリー、ユニバーサルデザイン

エイジズムとは、

年齢に対する偏見や固定観念と、それに基づく年齢差別や特に高齢者差別、老人蔑視のことをいう。1969年にアメリカの老年医学者ロバート・バトラーにより提唱された言葉で、「人権や性の差別が皮膚の色や性別に根ざしているように、高齢者差別は「年をとっている」という理由で一つの型にはめて差別すること」と定義している。

バリアフリーとは、

高齢者や障がい者等が生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、建物や道路の段差など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている制度や意識、情報の活用などにおける障壁の除去も必要であるとされている。

ユニバーサルデザインとは、

文化・言語・国籍や年齢や性別、能力などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人が利用することを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のことであり、またそれを実現するためのプロセス（過程）である。

5 障がい者の人権

【現状】

本市では、平成 28 年(2016 年)に「第 4 次越谷市障がい者計画」を策定し、基本理念である『障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会』の実現をめざして各種施策を推進しています。

国では平成 28 年(2016 年)から障害者差別解消法が施行され、同時に埼玉県においても「埼玉県共生社会づくり条例」が施行されるなど、障がいのある人の権利擁護に係る法令等の整備が進んでいる中、市民に身近な自治体として市の果たすべき役割はますます重要となっています。

障がい者をめぐる環境やニーズ（要望）の変化に対応しつつ、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し、地域でいきいきと安全で安心して暮らし続けられるように、施策を総合的・計画的に進めることが重要です。

【今後の取組】

国・県の法令や越谷市障がい者計画に基づき、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会をつくることをめざし、人権教育・啓発を推進します。

(1) 障がい者の自立への支援

社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談・指導の実施に努め、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす教育の推進を図ります。また、経済的自立や主体的に生きがいのある生活を送るためにも、就労の場の確保・充実を図るとともに多様な働き方への支援、生活支援に努めます。

(2) 障がい者の生活の質の向上

外出やコミュニケーションへの支援などを通じて、生涯学習・スポーツ・レクリエーション活動などの幅広い活動に参加するための条件整備を進め、障がい者一人ひとりの個性や能力を最大限に活かすことができるよう、多様な場に社会参加し、活躍できる仕組みづくりに取り組みます。

(3) すべての人が住みよい福祉のまちづくり

障がいのある人もない人も、また年齢に関わりなく、自己の持つ能力を最大限に発揮しながら、自分らしくいきいきと生活できるよう、建物、移動、情報、制度、慣行、心理などハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化をめざします。

6 アイヌの人々の人権

【現状】

アイヌの人々は、固有の言語や宗教、口承文学のユーカラなど独自の豊かな文化を育んできました。しかし、明治政府による同化政策以降、その伝統的な文化や生活基盤は失われ、強制的な移住や差別もあり、経済的に困難な状況に置かれてきました。

今日では、独自言語を理解し、独自の伝統を担う人々の高齢化が進み、アイヌ民族独自の文化が失われつつあります。アイヌの人々が、憲法のもとで平等に保障された国民として、その人権が擁護されなければならないのは当然のことです。しかし、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、学校や就職、結婚などで差別や偏見が依然として存在しています。

これに対し、平成9年(1997年)にアイヌ文化を振興し、伝統の普及を目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(平成9年法律第52号)が制定されたほか、平成19年(2007年)に国連総会において、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、さらに、平成20年(2008年)に、国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、国が初めてアイヌの人々を先住民族であると認めました。

さらに、平成31年(2019年)にアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もってすべての国民が相互に人格と個性が尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成31年法律第16号)が施行されました。

今後も、アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、差別や偏見の解消を目指して、啓発活動を推進する必要があります。

【今後の取組】

理解不足から生じる差別や偏見の解消を図るため、アイヌの伝統文化に関する知識の普及及び啓発を行い、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するための人権教育・啓発を推進します。

* 民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ）

2020年7月12日、北海道白老町のポロト湖畔に民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ）が開館しました。ウポポイは、伝承者の減少などにより存立の危機にあるアイヌ文化を振興・発展させる拠点として、また、先住民族の尊厳を尊重し、差別のない多様で豊かな文化をもつ活力ある社会を築いていくための象徴として位置づけられています。アイヌ語で「大勢で歌うこと」です。

7 外国人の人権

【現状】

本市の外国籍市民数は、令和2年(2020年)4月1日現在、7,150人で、人口の2.0%を占めており、国籍も約80の国・地域と多様化しています。こうした中、本市では、令和2年(2020年)、「越谷市多文化共生推進プラン」を策定し、多言語での市政情報の提供など、多文化共生のまちづくりを推進しています。

しかし、文化や習慣、言葉の違いなどから、外国人市民が日常生活に支障をきたしたり、外国人市民と日本人市民の間に誤解やトラブルが生じたりする問題があるほか、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会問題となっています。こうした状況の中、平成28年(2016年)にヘイトスピーチ解消法が制定されました。

【今後の取組】

外国人市民と日本人市民がお互いを尊重し合いながら、共に地域を支える主体となるよう「越谷市多文化共生推進プラン」に基づき、多言語での情報提供や相談・支援の充実、市民相互の交流や様々な活動への参画を促進するなど、差別や偏見を受けることのないよう多文化共生のまちづくりに取り組めます。

(1) お互いを認め合う意識の醸成

すべての市民が違いを認め合い共に生きる社会をつくるため、外国人を特別な存在としてではなく、地域の担い手、地域社会の一員として安全・安心に暮らせるよう、市民、行政、事業者への多文化共生教育や意識啓発を推進します。

(2) 市民レベルの活動の支援

多文化共生のまちづくりを推進するため、地域における外国人市民との交流機会の創出、外国人市民のまちづくり活動への参加促進など、関係機関・ボランティア団体等との連携により、取組を進めます。

(3) 国際化時代にふさわしい環境づくり

外国人市民が安全・安心に生活するため、外国人市民への様々な生活場面での多言語対応の充実や社会生活のルールの啓発など、必要な情報や行政サービスを受けられるよう環境整備に努めます。

(4) 国際理解教育・啓発の推進

外国人市民に対する差別や偏見をなくし、多文化共生についての理解を深めるため、人権教育・啓発の推進に努めます。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、ヘイトスピーチがなくなるよう、国や県、関係機関と連携し、意識啓発に努めます。

8 感染症患者等の人権

【現状】

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律 114 号）の前文において、「我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。」と記されており、感染症の患者の人権の保護に配慮するよう国及び地方公共団体の責務、国民の責務を定めています。しかしながら、H I V感染者やエイズ患者に対しては、正しい知識や理解の不足から多くの差別や偏見を生み、医療現場における診療拒否や職場における解雇など様々な場面での人権問題となって現われています。

また、平成 21 年（2009 年）に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（平成 20 年法律第 82 号）、令和元年（2019 年）に「ハンセン病元患者家族に対する補助金の支給等に関する法律」（令和元年法律第 55 号）が施行されましたが、未だにハンセン病患者・元患者等に対する差別や偏見が残っています。

さらに、令和 2 年（2020 年）に世界的にパンデミック（世界的流行）を引き起こした「新型コロナウイルス感染症」の拡大に伴い、感染のおそれや不安、誤解や偏見により、感染者やその家族、外国人や医療従事者に対して、誹謗・中傷やいじめ、差別的な対応といった人権侵害が増加しています。

【今後の取組】

感染症の患者等が病気を理由に不当な差別を受けることなく、人権とプライバシーが守られ、地域社会の中でいきいきと生活できるよう、感染症に対する迅速かつ正確な情報提供と正しい知識の普及・啓発を推進します。

* H I V感染者、エイズ患者、ハンセン病

H I V感染者とは、H I V（ヒト免疫不全ウィルス）による感染を受けた人。

エイズとは、後天性不全症候群といい、H I Vによって免疫機能（抵抗力）が破壊されてしまう病気で、体の抵抗力が弱まりエイズ特有の症状（カリニ肺炎やカンジダ性食道炎など）が現れた人をエイズ患者という。

ハンセン病とは、「らい菌」によって引き起こされる感染力の弱い慢性の感染症で、現在では医療技術の進歩により完治する病気。

9 刑を終えて出所した人の人権

【現状】

刑を終えて出所した人に対しては、未だ根強い差別や偏見があります。就職や入居に関しての差別や、悪意のある噂、地域社会からの拒否的な感情など、本人の努力にも関わらず、更生意欲がそがれてしまうことがあり、社会復帰をめざす人たちにとって、現実には、極めて厳しい状況にあります。

また、本人だけではなく、その家族や親族も、地域社会や職場、学校などで差別的な扱いを受けることがあります。

平成28年(2016年)、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進することを目的に「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)が施行されました。そして、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度末までの5年間を計画期間とした「再犯防止推進計画」が策定されるとともに、国民の関心と理解を深めるために、毎年7月を「再犯防止啓発月間」と決めました。

犯罪をした者の立ち直りを支え、誰もが安心して暮らせる社会を実現するためには、刑を終えて出所した人やその家族等の人権に配慮し、家庭や職場、学校、地域社会などが協力し、問題に取り組む環境を作り出す必要があります。

【今後の取組】

刑を終えて出所した人が、真に社会復帰を実現し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。

同じ社会の一員として温かく迎えることが大切であることから、刑を終えて出所した人に対する差別や偏見をなくし、周囲の人々の理解と協力を得るための啓発を推進します。なお、再犯防止対策の実施にあたっては、犯罪被害者が受けた被害の大きさやその影響を正しく理解し、その受けた被害を回復、又は軽減し、再び安全で安心した生活を営むことができるよう配慮して取り組みます。

* 社会を明るくする運動

犯罪をした人や非行のある少年の改善更生について国民の理解・協力を促進し、犯罪や非行のない地域社会を築くため、地域住民の理解と参加を得て、「社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」を実施し、刑を終えて出所した人に対する偏見・差別をなくし、これらの人の円滑な社会復帰を促すための啓発活動を全国各地で行っています。

10 犯罪被害者やその家族の人権

【現状】

犯罪被害者やその家族については、身体を傷つけられる、家族の大切な生命を奪われるなどの犯罪による直接的な被害のみならず、事件にあった後遺症やメディアによる過剰取材、周囲の人々の心無いうわさ、中傷、偏見などによる精神的負担や失業や転職、働き手を失うことなどによる経済的負担を受けるなど、こうした犯罪後に生じる「二次的被害」にも苦しめられています。

平成 17 年(2005 年)、犯罪被害者等の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に「犯罪被害者等基本法」(平成 16 年法律第 161 号)が施行され、同年 12 月には、この法律に基づき、国が総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱を定めた「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。そして、毎年 11 月 25 日から 12 月 1 日までを「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等に関する国民の理解を深めるための事業を実施しています。

また、埼玉県では、平成 30 年(2018 年)に「埼玉県犯罪被害者等支援条例」及び「埼玉県犯罪被害者等支援に関する指針」を策定しています。

【今後の取組】

本市の犯罪被害者やその家族に対する支援体制については、国や県、関係団体等と連携し、相談・支援体制の強化を図ります。特に県では、警察や民間の援助センターを中心に、犯罪被害者等に対する相談等の支援体制を整備していることから、県との連携・協力に留意し、相談者への迅速・適切な救済を行います。

1 1 インターネットによる人権侵害

【現状】

インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットを悪用した行為が増えており、他人への中傷や侮辱、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込み、インターネット上でのいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れています。

こうした状況から、平成 14 年(2002 年)に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(平成 13 年法律第 137 号)が施行されました。この法律により、プロバイダ(インターネット接続事業者)等に対し、人権侵害情報の発信者の氏名、住所、メールアドレスなどの情報開示を請求することができること、また、被害者は、プロバイダ等に対し、人権侵害情報の削除依頼を行うことができることが定められました。

しかしながら、インターネットによる人権侵害は、年々増加傾向にあるのが現状で、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)や、同和問題(部落差別)に関して差別を助長するような内容の書き込みがされることもあります。また、インターネットを通じた誘い出しにより未成年者が性的暴行や暴力行為にあうなどの犯罪に巻き込まれるという事例も発生しています。

【今後の取組】

(1) 啓発の推進

インターネットを悪用することなく、お互いの人権を尊重した社会を実現するための啓発を推進します。

(2) 人権侵害問題への対応

インターネットによる人権侵害問題については、国や県、関係団体等と連携を図りながら、被害者の救済に向け、適切・迅速に対応します。

特に、国(法務省人権擁護機関)は、プロバイダ等へ削除依頼を行うなど、被害者からの相談を受け、その救済を行っていることから、この問題に対する連携・協力体制の強化を図ります。

* プロバイダ責任制限法 名誉棄損・プライバシー関係ガイドライン

プロバイダ責任制限法を踏まえ、業界団体などにより構成される「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」が「プロバイダ責任制限法名誉棄損・プライバシー関係ガイドライン」を定めています。これにより被害者からの要請を受けたプロバイダがとるべき行動基準を明確化しています。

1 2 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

【現状】

1970年代から80年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で姿を消しましたが、これらの多くは、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）による拉致の疑いがもたれています。

平成14年(2002年)9月の日朝首脳会談において、北朝鮮は、日本人の拉致を認め、同年10月に5名の拉致被害者の帰国が実現しました。しかし、日本政府は、これまで17名を北朝鮮による拉致被害者と認定していますが、他の被害者については、未だ北朝鮮から安否に関する納得のいく説明がありません。

拉致問題に関する啓発については、平成18年(2006年)に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(平成18年法律第96号)が施行され、国及び地方公共団体の責務と定められました。拉致問題の解決のためには、国民世論及び国際世論の後押しが必要であるとの観点から、国民の認識を深めるとともに、国際社会の理解を求める情報発信に努めています。

また、同法は、12月10日から16日を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、全国的に拉致問題に関する啓発活動が実施されています。

【今後の取組】

北朝鮮による拉致は、決して許されない犯罪行為であり、重大な人権侵害です。拉致被害者が1日も早く帰国できるよう、この問題への認識を深める必要があります。

そのため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間をはじめとするあらゆる機会において、この問題に対する市民の関心と認識を深めるための啓発を推進します。

1 3 性的少数者の人権

【現状】

性的少数者とは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（身体と心の性が一致しない人）等、典型的とされていない性的指向や性自認を持つ人々のことをいいます。

性的指向とは、自分の恋愛・性愛がどのような対象に向いているのかを示す概念で、性自認とは、自分の性をどのように認識しているのかを示す概念です。性的少数者の人々は、少数派であるがために差別や偏見を受け、場合によっては職場を追われることさえあります。

性的少数者に関する社会的理解が広がり、多様性を認め合う社会を実現するためには、性の多様性への正しい理解と認識を深めることが必要です。

本市では、性的少数者への適切な対応や支援、正しい知識の普及啓発のために、令和2年（2020年）4月「性的少数者（LGBT等）に配慮した対応ガイドライン～越谷市職員・教職員のために～」を作成しました。

また、令和元年12月定例市議会において、「越谷市におけるパートナーシップの宣誓制度」に関する請願が採択されたことから、創設に向けた準備を進め、「越谷市パートナーシップの宣誓に関する要綱」を制定し、令和3年（2021年）4月1日からパートナーシップの宣誓制度を開始します。

【今後の取組】

性的少数者に関する社会的理解が広がり、多様性を認め合う社会を実現するために、性の多様性への理解が促進されるよう啓発を推進します。

また、パートナーシップの宣誓の趣旨が十分理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう市民や事業者への周知啓発に努めます。

* LGBT／性的指向・性自認（SOGI）

LGBTとは、レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の頭文字をとって組み合わせたもの。SOGIとは性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとって組み合わせたもの。SOGIは平成18年（2006年）のジョグジャカルタ宣言以降、国連の諸機関で広く用いられている概念で、性的指向や性自認の典型、非典型にかかわらず、すべての人の人権が尊重されるべきであるという文脈で用いられることが多い言葉でもある。

1 4 さまざまな人権問題

(1) ホームレス

自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人々が多数存在しており、嫌がらせや暴行を受けるなど、ホームレスに対する人権侵害の問題が起こっています。

そのため、平成 14 年(2002 年)に、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成 14 年法律第 105 号)が施行され、平成 15 年(2003 年)には、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定されました。そして、平成 28 年 10 月に実施したホームレスの実態に関する全国調査の結果、明らかになったホームレスの高齢化や路上(野宿)生活期間の長期化など、最近のホームレスの動向やそれを取り巻く環境の変化を踏まえ、平成 30 年に新たな基本方針が策定されました。これによって、地域社会との連携協力のもと、職業能力の開発などによる就業機会や安定した居住の場、保健医療の確保などの施策を通して、ホームレスの自立を促進していくことや、ホームレスに陥ることを防止するための生活上の支援が定められました。

今後は、このような取組のもと、ホームレスに対する差別や偏見を解消し、誰もが安心して暮らせる社会を築いていくことが必要です。

(2) 人身取引(トラフィッキング)

人身取引は、トラフィッキングとも言われ、女性や子どもといった弱い立場の人を強制的な手段により、別の国や場所に移動させて、強制労働や性的搾取をすることをいいます。我が国においても、外国人女性が人身取引により強制的に飲食店などで働かされている事案が発生しています。

人身取引は、被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす重大な人権侵害であり、人道的な観点から迅速な被害者の保護が求められます。

(3) 災害に起因する人権問題

平成 23 年(2011 年) 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、地震と津波に伴い発生した原子力発電所事故により、周辺住民の避難指示が出されるなど、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

このような中、避難生活の長期化に伴うトラブルや被災地からの避難者に対するいじめ等の人権問題が発生しています。

災害時には、不確かな情報に惑わされず、「相手の立場に立って考える」「相手の気持ちを想像する」姿勢を持ち、被災者の人権をいかに確保していくかが重要になります。

(4) 自殺者とその遺族

自殺は、その多くが追い込まれた末の死で「誰にでも起こり得る危機」です。

越谷市では、「市民一人一人が自他のかけがえのない命を守り、誰もが自殺に追い込まれることのない地域社会を実現する」ことを目的に、平成30年10月に越谷市自殺対策推進条例（以下「推進条例」という。）を施行し、平成31年3月に越谷市いのち支える自殺対策推進計画（以下「推進計画」という。）を策定しています。

推進条例では、第7条に「自殺対策の実施に当たっては、自殺者、自殺未遂者及び自殺のおそれがある者並びにそれらの者の親族等の名誉、心情及び生活の平穩に十分配慮しなければならない。」と謳っており、第8条では計画策定にあたり、自殺未遂者とその親族等及び自死遺族等に対する支援の推進に留意するよう求めており、さらに、推進計画の基本施策では、項目7で「自殺未遂者及びその親族等に対する支援」を、項目8で「自死遺族等に対する支援」を掲げています。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因が同時に4つ以上重なることにより生じることが分かっています。そのため、市、学校、事業者、市民全てが自らの問題として関わり、自殺対策を保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と有機的な連携を図り実施していく必要があります。

(5) その他

その他、ハラスメント、貧困に関する問題など、新たに発生する人権問題については、その動向を把握し、必要に応じて、国や県、関係機関、関係団体等と連携を図りながら、適切に対応します。

*ハラスメントって何？

ハラスメントとは、いろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』をいいます。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。

職場のパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等ハラスメント、モラルハラスメントなどが代表的なものです。

V 施策の推進に向けて

1 推進体制

本市の人権に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「越谷市人権施策推進会議」を中心に取組を進めます。また、教育委員会においては、「越谷市人権教育推進協議会」と連携を図り、学校教育や社会教育における人権教育に係る施策を積極的に推進します。

2 連携・協力体制

(1) 国・県との連携

人権教育・啓発の推進が広域的な取組として展開されるよう、国・県と連携を強化し、より効果的な人権教育・啓発を推進します。

(2) 近隣市町との連携

人権教育・啓発を広域的かつ有効に推進していくために、本市を含む県東南部で構成する埼玉 12 市町（越谷市・三郷市・八潮市・吉川市・春日部市・杉戸町・宮代町・松伏町・久喜市・幸手市・蓮田市・白岡市）では、「埼玉 12 市町人権施策推進協議会」等を通して、これまで一般市民を対象とした講演会や、各年層別の職員を対象とした研修会、教職員や人権担当者を対象とした現地研修会など、様々な研修会を連携・協力して実施してきました。

今後は、より効果的な啓発方法の研究などを含め、埼玉 12 市町はもとより、他の近隣市町とも連携・協力を図りながら人権教育・啓発を推進します。

(3) 民間団体等との連携

地域には、市民により近い立場の人権擁護委員、民生委員・児童委員、保護司などの社会的に重要な役割を担っている人たち、市民団体等の豊富な人材と組織、また、地域の教育・福祉に関わるネットワーク等が存在しています。人権教育・啓発をより効果的に推進していくためには、これらの人々と連携した取組が積極的に図られる必要があります。

今後は、人権問題に取り組む各種の民間団体・NPO等に対し、人権教育・啓発に関する取組の充実に向けた支援をするとともに、連携・協力を図り、ともに人権教育・啓発を推進します。

世界人権宣言

昭和23（1948）年12月10日

第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けること

なく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、

自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日 法律第147号

（目 的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定 義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

越谷市人権施策推進会議設置要領

（設置）

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条の規定に基づき、市民一人ひとりの人権を尊重し共に生きる社会の早期実現を目指して、本市の人権に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、越谷市人権施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 人権に関する基本的な方針及び計画の策定・推進に関すること。
- （2） 人権に関する施策の協議、調整及び実施の推進に関すること。
- （3） 人権に関する施策の情報収集に関すること。
- （4） その他人権施策の推進に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、議長、副議長、委員をもって組織する。

2 議長は、市長をもって充て、副議長は、副市長及び教育長をもって充てる。

3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

（議長及び副議長）

第4条 議長は、推進会議を総括する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

（幹事会）

第5条 推進会議の円滑な運営を図るため、推進会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事会の幹事長は、人権・男女共同参画推進課長をもって、副幹事長は、生涯学習課長をもって充てる。

4 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事会の幹事長は、幹事会の事務を掌握し、副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職を代理する。

（会議）

第6条 推進会議は、議長が招集し、主宰する。

2 議長は、必要があると認めるときは、推進会議の構成員以外の者を推進会議に出席させ、意見を聴くことができる。

3 前2項の規定は、幹事会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「推進会議」とあるのは「幹事会」と、「議長」とあるのは「幹事長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市長公室人権・男女共同参画推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年5月18日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年5月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月16日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月15日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月4日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行適用する。

附 則（令和3年3月22日 市長決裁）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

危機管理監
市長公室長
総合政策部長
行財政部長
総務部長
市民協働部長
福祉部長
地域共生部長
子ども家庭部長
保健医療部長
環境経済部長
建設部長
都市整備部長
会計管理者
市立病院事務部長
消防長
議会事務局長
教育総務部長
学校教育部長
監査委員事務局長
公平委員会事務局長

別表 2（第 5 条関係）

危機管理室長
市長公室行政デジタル推進課長
市長公室人権・男女共同参画推進課長
総合政策部政策課長
行財政部市民税課長
総務部総務課情報公開センター所長
総務部人事課長
総務部安全衛生管理課長
市民協働部市民活動支援課長
市民協働部くらし安心課長
市民協働部市民課長
福祉部生活福祉課長
福祉部障害福祉課長
地域共生部地域共生推進課長
子ども家庭部子ども施策推進課長
子ども家庭部子ども福祉課長
子ども家庭部青少年課長
保健医療部健康づくり推進課長
保健医療部保健総務課こころの健康支援室長
環境経済部経済振興課長
建設部道路総務課長
都市整備部都市計画課長
市立病院事務部庶務課長
消防局消防総務課長
教育総務部生涯学習課長
教育総務部生涯学習課公民館長代表
学校教育部指導課長
学校教育部教育センター所長

